

堀井動物園・ミシシippリアレーターに関する苦情

情報提供者：東京都動物愛護相談センター

内容

7月27日に [] の番組で、スタジオ内に3頭のワニを放し、その中を [] が歩くというところがあった。

事前相談あるいは届出等はなく、東京都から [] に問い合わせたところ、神奈川県 [] が仲介し、堀井動物園が持ち込んだものと判明した。

東京都より堀井氏に対し、事前相談もしくは届出が必要であること、管轄区域外飼養・保管通知書と飼養施設外飼養・保管届出書の提出について指導を行った。

その際に、堀井氏より1日間の展示であれば不要と聞いていると言っていた。

対応経過

7月31日、堀井氏に確認を行う

[] の一件については、 [] が手続は済ませるものと誤解をしていた。

東京都から堀井動物園に対して連絡はきていない。 [] を通じて関係書類は提出した。

県外で特定動物の展示・ふれあいを行う際には、管轄区域外飼養・保管通知書と飼養施設外飼養・保管届出書の提出が必要なことは了解しており、必ず提出している。

提出した書類の写しについては保管していない場合が多い。

指導内容

申請・報告・届出等を行った際は、必ず写しを残しておくよう指導した。